

厚生労働省発障第1218002号
平成19年12月18日

最終改正

厚生労働省発障0220第2号
平成31年2月20日

各 { 都道府県知事
指定都市市長
児童相談所設置市市長 } 殿

厚生労働事務次官

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について

標記の国庫負担金の交付については、別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号本職通知「障害児施設措置費（給付費等）国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担（補助）金について」は廃止する。

おって、平成18年度以前に交付された国庫負担（補助）金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別紙

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

(通則)

- 1 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。
労働省

(交付の目的)

- 2 この国庫負担金は、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所及び指定発達支援医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児入所施設等において受けた指定入所支援及び指定通所支援等に要する費用の負担を行うことにより障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義及び解釈)

- 3 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義及び解釈は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「指定発達支援医療機関」とは、法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関をいう。
 - (2) 「障害児通所支援事業所」とは、法第 21 条の 5 の 15 第 1 項に規定する障害児通所支援事業所をいう。
 - (3) 「障害児相談支援事業所」とは、法第 24 条の 28 第 1 項に規定する障害児相談支援事業所をいう。
 - (4) 「障害児入所施設」とは、法第 42 条に規定する障害児入所施設をいう。
 - (5) 「福祉型障害児入所施設」とは、法第 42 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。
 - (6) 「医療型障害児入所施設」とは、法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設をいう。
 - (7) 「障害児入所措置費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用を除き、指定発達支援医療機関については、委託に要する費用とする。）をいい、次の費目に分けるものとする。

ア 事務費

福祉型障害児入所施設を運営するために必要な職員の人件費、その他の事務の執行に伴う諸経費をいう。

イ 事業費

事務費以外の経費（治療に要する費用を除く。）であって、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に入所している措置児童等（ただし、措置停止中のものを除く。）に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

ウ 福祉・介護職員処遇改善加算費

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要へ応えるため、職員の処遇改善に取り組む障害児入所施設に対し、助成を行う経費。

エ 福祉・介護職員処遇改善特別加算費

介護保険サービスと比べた障害児入所施設の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進める障害児入所施設に対し、助成を行う経費。

- (8) 「やむを得ない事由による措置費」とは、法第 21 条の 6 に基づき、指定都市、児童相談所設置市及び市町村（特別区及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項に掲げる一部事務組合並びに広域連合を含み、指定都市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。）が行う行政処分に要する費用（治療に要する費用を除く。）をいう。
- (9) 「障害児入所措置医療費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用に限り、指定発達支援医療機関については、委託後に要する費用とする。）をいう。
- (10) 「やむを得ない事由による措置医療費」とは、法第 21 条の 6 に基づき、指定都市、児童相談所設置市及び市町村が行う行政処分に要する費用（治療に要する費用に限る。）をいう。
- (11) 「障害児入所施設の定員」とは、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び市町村以外（以下「社会福祉法人等」とする。）の設置する施設にあつては、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長が認可した定員をいい、都道府県、指定都市、中核市及び市町村の設置する施設にあつては、当該地方公共団体が、条例等で定めた定員をいう。
- (12) 「措置児童等」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった児童、法第 31 条に規定する保護期間の延長を認めた者並びに指定都市、児童相談所設置市及び市町村が法第 21 条の 6 に規定する措置をとった児童をいう。
- (13) 「保護単価」とは、障害児入所措置費及び障害児入所措置医療費における措置児童等の 1 人当たりの事務費、事業費の月額及びその他の単価であつて、5 の（1）のアの（ウ）及び（2）のアの（ウ）に定めるところにより都道府県知事、指定都市

又は児童相談所設置市の市長がその施設について設定したものをいう。

- (14) 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員又は入所者数並びにその他の員数を乗じて得た額に、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費を合計して得た額であって、5の(1)のアの(エ)、イの(ウ)、(2)のアの(エ)又はイの(ウ)に定めるところにより施設に対し各月算定して支弁しなければならないものをいう。
- (15) 「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校(特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。)及び中学校(中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部並びに義務教育学校の後期課程を含む。)をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)をいう。
- (16) 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- ア 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(以下「人事院規則」という。)別表第一の級地が「一級地」とされている地域とする。
- イ 「16/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「二級地」とされている地域及び東久留米市とする。
- ウ 「15/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。
- エ 「12/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。
- オ 「10/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、摂津市、松原市、川西市、広島県府中町とする。
- カ 「6/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「六級地」とされている地域及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、秦野市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。
- キ 「3/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。
- ク 「その他」とはアからキ以外に属する地域とする。
- (17) 「肢体不自由児通所医療費基準額」とは、法第21条の5の29第2項に規定する肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額をいう。
- (18) 「指定入所支援費用基準額」とは、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第123号)により算定した費用の額(その額が現に当該指定入所支援(法第24条の2第1項に規定する指定入所支援をいう。)に要した費用(入所特定費用を除く。)を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した額とする。)をいう。
- (19) 「指定通所支援費用基準額」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該

当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成 24 年厚生労働省告示第 122 号)により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援(法第 21 条の 5 の 3 第 1 項に規定する指定通所支援をいう。)及び基準該当通所支援(法第 21 条の 5 の 4 第 1 項第 2 号に規定する基準該当通所支援をいう。)に要した費用(通所特定費用を除く。))を超えるときは、当該現に指定通所支援及び基準該当通所支援に要した額とする。)をいう。

(交付の対象)

4 この国庫負担金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 障害児入所給付費等国庫負担金

ア 障害児施設措置費国庫負担金

(ア) 障害児入所措置費

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用(治療に要する費用を除き、指定発達支援医療機関については、委託後に要する費用とする。)

(イ) やむを得ない事由による措置費

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が法第 21 条の 6 に規定する措置をとった場合に必要となる費用(治療に要する費用を除く。)

イ 障害児施設給付費等国庫負担金

(ア) 障害児入所給付費等

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 24 条の 2 に規定する障害児入所給付費、法第 24 条の 6 に規定する高額障害児入所給付費若しくは法第 24 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費(以下「障害児入所給付費等」という。)の支給をした場合における法第 50 条第 6 号の 3 に規定する障害児入所給付費等の支給に要する費用(障害児入所医療費の支給に要する費用を除く。)

(イ) 障害児通所給付費等

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が、法第 21 条の 5 の 3 に規定する障害児通所給付費、法第 21 条の 5 の 4 に規定する特例障害児通所給付費若しくは法第 21 条の 5 の 12 に規定する高額障害児通所給付費(以下「障害児通所給付費等」という。)の支給をした場合における法第 51 条第 1 号に規定する障害児通所給付費等の支給に要する費用(肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用を除く。)

(ウ) 障害児相談支援給付費等

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が法第 24 条の 26 第 1 項に規定する障害児相談支援給付費及び法第 24 条の 27 第 1 項に規定する特例障害児相談支援給付費(以下「障害児相談支援給付費等」という。)の支給をした場合におけ

る法第 51 条第 6 号に規定する障害児相談支援給付費等の支給に要する費用

(エ) 旧障害児施設給付費等

「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」（平成 22 年法律第 71 号）第 4 条による改正前の児童福祉法（以下「旧法」という。）第 24 条の 2 に規定する障害児施設給付費、旧法第 24 条の 6 に規定する高額障害児施設給付費若しくは旧法第 24 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費（平成 24 年 3 月 31 日までに提供されたものに限る。）に関して、都道府県、指定都市、児童相談所設置市の支給に要する費用

(2) 障害児入所医療費等国庫負担金

ア 障害児施設措置医療費国庫負担金

(ア) 障害児入所措置医療費

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用に限る。）

(イ) やむを得ない事由による措置医療費

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が、法第 21 条の 6 に規定する措置をとった場合に必要な費用（治療に要する費用に限る。）

イ 障害児施設医療費国庫負担金

(ア) 障害児入所医療費

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 24 条の 20 に規定する障害児入所医療費の支給をした場合における法第 50 条第 6 号の 3 に規定する障害児入所医療費の支給に要する費用

(イ) 肢体不自由児通所医療費

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が、法第 21 条の 5 の 2 9 に規定する肢体不自由児通所医療費の支給をした場合における法第 51 条第 1 号に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

(ウ) 旧障害児施設医療費

旧法第 24 条の 20 に規定する障害児施設医療費（平成 24 年 3 月 31 日までに提供されたものに限る。）に関して、都道府県、指定都市、児童相談所設置市の支給に要する費用

(交付額の算定方法)

5 この国庫負担金の交付額は、次の（1）及び（2）により算出された額とする。

(1) 障害児入所給付費等国庫負担金

ア 障害児施設措置費国庫負担金

(ア) 基本額

① 障害児入所措置費

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額(個々の障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する各月の支弁額(治療に要する費用を除く。))の年間の合算額の全障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額(治療に要する費用を除き、当該費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。)を超えるときは実支出額とする。以下この項において同じ。)から当該年度における(オ)に定める徴収金基準額を控除した額を基本額として負担するものであること。ただし、当該年度における徴収金基準額が当該年度の支弁総額を超える場合においては、当該支弁総額と同額まで控除するものであること。

なお、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費については、次により算定する。

(i) 福祉・介護職員処遇改善加算費

各月の支弁額(治療に要する費用を含み、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費を除く。以下(ii)において同じ。)に「福祉・介護職員処遇改善加算及び福祉・介護職員処遇改善特別加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(平成29年3月28日障障発0328第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)(以下「処遇改善事務処理手順」という。)に定める基準に該当する場合に処遇改善事務処理手順に定める基準による福祉・介護職員処遇改善加算率を乗じて得た額とする。

(ii) 福祉・介護職員処遇改善特別加算費

各月の支弁額に処遇改善事務処理手順に定める基準に該当する場合に処遇改善事務処理手順に定める基準による福祉・介護職員処遇改善特別加算率を乗じて得た額とする。

② やむを得ない事由による措置費

「やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて」(平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の1に基づき算定した費用(肢体不自由児通所医療費基準額を除き、当該費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。以下この項において同じ。)から、同通知の別紙に基づき算定した通所利用者負担額を控除した額を基本額として負担するものであること。ただし、当該年度における通所利用者負担額が同通知の1に基づき算定した額を超える場合においては、同通知の1に基づき算定した額と同額まで控除するものであること。

(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア)により算定した基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。なお、国、都道府県、指定都市、

児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 並びに法第 51 条第 2 号の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれ措置費を負担するものである。

経費の種別	措置主体の区分	児童等の入所先施設の区分	措置費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障害児入所措置費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		—	1 / 2
やむを得ない事由による措置費	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2

(ウ) 保護単価の設定の方法

① 保護単価の関係者への通知

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児入所施設及び指定発達支援医療機関について、次の②から③までに定めるところによりその年度における障害児入所措置費の保護単価を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の長に対し通知する措置を講ずること。

② 事務費の保護単価の設定方法

(i) 福祉型障害児入所施設のその年度における措置児童等 1 人当たりの事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表 7 の事務費の保護単価の、1 一般分保護単価（別表 8 又は別表 9 の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が別表 1 の第 2 欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第 3 欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とする。

(ii) (i) により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にその施設の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属

する月の翌月分（その月の初日にその改定があったときはその月分）の支弁から、（i）の方法により、その施設の保護単価を改定する。

③ 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、別表2の(2)から(17)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定するものとする。

(エ) 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、法第50条第7号及び第7号の2の規定によりその障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対し、②から④に定めるところにより月を単位として算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合計した額に、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費を合計した額をその月の措置費の支弁額として支弁しなければならないこと。

② 障害児入所措置費の費目の使途

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置費の費目の種類は次のとおりとする。

- (i) 別表2の第1欄に掲げる費目
- (ii) 福祉・介護職員処遇改善加算費
- (iii) 福祉・介護職員処遇改善特別加算費

③ 障害児入所措置費の各月の支弁額の算式

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置費の各月の支弁額の算式は次のとおりとする。

- (i) 別表2の第2欄から第4欄に掲げるとおり
- (ii) 5の(1)のアの(ア)の①の(i)のとおり
- (iii) 5の(1)のアの(ア)の①の(ii)のとおり

④ 定員外支弁の禁止

障害児入所措置費の支弁額の算定に当たっては、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

(オ) 徴収金基準額

① 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等単位に、別表6の各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の②により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

② ①における各月の支弁額の算定方法

(i) 福祉型障害児入所施設の措置費の各月のその措置児童等1人当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とする。

ただし、その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費は、徴収の対象とはならないこととする。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価(民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。)
+別表2(2)～(17)及び別表3に掲げる各費目のその月におけるその措置児童等につきその支弁した合算額

算式(2)

〔(事務費の月額保護単価+別表2(2)～(17)及び別表3に掲げる各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額)÷その月の日数]×その月の措置児童等在籍日数+別表2(2)～(17)及び別表3に掲げる各費目のうち月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

- (ii) 医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置費の各月のその措置児童等1人当たりの支弁額は、別表2(2)～(17)及び別表3に掲げる各費目のその月におけるその措置児童等につき支弁した額(その措置児童等の在籍日数が1か月未満であるときの別表2(2)～(17)及び別表3に掲げる各費目のうちの月額保護単価による支弁額は、前記(i)の算式(2)に準じて算定した額。)に(2)のアの(エ)により算定した支弁額の合算額とする。

なお、民間施設給与等改善費及びスプリンクラー保守管理等費は、徴収の対象とはならないこととする。

イ 障害児施設給付等国庫負担金

(ア) 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における基準額(別表4の第3欄に掲げる基準額の合計額をいう。)を基本額として負担するものであること。

(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア)により算定した基本額に対し、法第53条の規定により、その2分の1に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第6号の3、法第51条第1号及び第6号、法第53条及び旧法第50条第6号の4並びに旧法第53条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその給付費を負担するものである。

経費の種別	実施者の区分	児童等の入所先施設等の区分	障害児施設給付費等の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談	市町村	国

				所設置市		
障害児入所給付費等	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		—	1 / 2
障害児通所給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2
障害児相談支援給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2
旧障害児施設給付費等	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		—	1 / 2

(ウ) 対象経費等

この国庫負担金の費目の種類は、別表4の第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの対象経費及びその基準額は、同表の第2欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

(2) 障害児入所医療費等国庫負担金

ア 障害児施設措置医療費国庫負担金

(ア) 基本額

① 障害児入所措置医療費

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額(個々の障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する各月の支弁額(治療に要する費用に限る。))の年間の合算額の全障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額(治療に要する費用に限り、当該費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。)を超えるときは実支出額とする。以下この項

において同じ。)を基本額として負担するものであること。ただし、(1)のアの(ア)の①のただし書きに規定する場合においては、その超える額をこの項における支弁総額から控除した額を基本額として負担するものであること。

② やむを得ない事由による措置医療費

「やむを得ない事由による措置(障害児通所支援)を行った場合の単価等の取扱いについて」(平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)の1に基づき算定した費用(肢体不自由児通所医療費基準額に限り、当該費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。以下この項において同じ。)を基本額として負担するものであること。ただし、(1)のアの(ア)の②のただし書きに規定する場合においては、その超える額をこの項における同通知の1に基づき算定した額から控除した額を基本額として負担するものであること。

(イ) 負担額及び負担区分

国は(ア)により算定した基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第7号及び第7号の2並びに法第51条第2号の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれ措置医療費を負担するものであること。

経費の種別	措置主体の区分	児童等の入所先施設の区分	措置医療費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障害児入所措置医療費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		—	1 / 2
やむを得ない事由による措置医療費	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2

(ウ) 保護単価の設定の方法

① 保護単価の関係者への通知

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児入所施設及び指定発達支援医療機関について、次の②に定めるところにより

その年度における障害児入所措置医療費の保護単価を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の長に対し通知する措置を講ずること。

② 障害児入所措置医療費の保護単価の設定方法

障害児入所措置医療費の保護単価の設定は、別表 3 に掲げる措置医療費の保護単価をそのまま設定すること。

(エ) 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 の規定によりその障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対し、②から④に定めるところにより月を単位として算定した額をその月の措置医療費の支弁額として支弁しなければならないこと。

② 障害児入所措置医療費の費目の使途

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置医療費の費目の種類は別表 3 の第 1 欄に掲げる費目とする。

③ 障害児入所措置医療費の各月の支弁額の算式

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置医療費の各月の支弁額の算式は別表 3 の第 2 欄から第 4 欄に掲げるとおりとする。

④ 定員外支弁の禁止

障害児入所措置医療費の支弁額の算定に当たっては、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

イ 障害児施設医療費国庫負担金

(ア) 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における基準額（別表 5 の第 3 欄に掲げる基準額の合計額をいう。）を基本額として負担するものであること。

(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア)により算定した基本額に対し、法第 53 条の規定により、その 2 分の 1 に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 6 号の 3、法第 51 条第 1 号及び第 6 号、法第 53 条及び旧法第 50 条第 6 号の 4 並びに旧法第 53 条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその医療費を負担するものである。

経費の種別	実施者の区分	児童等の入所先施設等の区分	障害児施設医療費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国

障害児入所医療費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2	—	1 / 2
肢体不自由児通所医療費	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4	1 / 2
旧障害児施設医療費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2	—	1 / 2

(ウ) 対象経費等

この国庫負担金の費目の種類は、別表5の第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの対象経費及びその基準額は、同表の第2欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

(国庫負担金の概算払)

6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

7 この国庫負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の執行が困難となった場合には速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この国庫負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合におい

ては、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (5) 事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 国庫負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を国庫負担金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(申請の手続き)

8 この国庫負担金の交付の申請は、次により行うものとする。

- (1) 都道府県知事は、別紙様式2-1による申請書に関係書類を添えて別途定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- (2) 指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長（4の(1)のアの(イ)、イの(イ)、(ウ)、(2)のアの(イ)及びイの(イ)の事業に限る。以下12において同じ。）は別紙様式3による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- (3) 都道府県知事は、(2)の申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、これをとりまとめるうえ、都道府県分とあわせて厚生労働大臣に提出するものとする。
- (4) (1)から(3)に係るものを除き、指定都市及び児童相談所設置市の市長は、別紙様式2-2による申請書に関係書類を添えて別途定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

(変更申請手続)

9 この国庫負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、別途定める日までにを行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

10 都道府県知事は、8(2)又は9による交付申請書が到達したときは速やかに厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達したときは速やかに交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(交付決定の通知)

11 都道府県知事は、指定都市及び児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金（障害児入所措置費、障害児入所給付費等、旧障害児施設給付費等、障害児入所措置医療費、障害児入所医療費及び旧障害児施設医療費を除く。）について厚生労働大臣の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長に対し、別紙様式4又は別紙様式5により速やかに交付決定内容及びこれに付された条件の通知を行うものとする。

（実績報告）

12 この国庫負担金の事業実績報告は、次により行うものとする。

- （1） 都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式6-1による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日まで（7の（1）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）に厚生労働大臣に提出して行わなければならない。
- （2） 指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式7による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日まで（7の（1）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）に都道府県知事に提出して行わなければならない。
- （3） 都道府県知事は、（2）の報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、これをとりまとめるうえ、都道府県分とあわせて厚生労働大臣に提出して行うものとする。
- （4） （1）から（3）に係るものを除き、指定都市及び児童相談所設置市の市長は、別紙様式6-2による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日まで（7の（1）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）に厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

（国庫負担金の額の確定の通知）

13 都道府県知事は、指定都市又は児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金（障害児入所措置費、障害児入所給付費等、旧障害児施設給付費等、障害児入所措置医療費、障害児入所医療費及び旧障害児施設医療費を除く。）について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長に対し別紙様式8により、速やかに確定の通知を行うものとする。

（国庫負担金の返還）

14 厚生労働大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 (1) 端数計算の方法

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金(障害児入所措置費及び障害児入所措置医療費に限る。)における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し又はある金額に数値を乗じて計算した場合1円未満の端数を生じたときはその端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費については、処遇改善事務処理手順に定めるところによるものとする。

また、やむを得ない事由による措置費、障害児施設給付費等国庫負担金、やむを得ない事由による措置医療費及び障害児施設医療費国庫負担金の算定方法に基づき算定する場合並びに健康保険の療養費の算定方法に準じて算定する場合には、その定めるところによるものとする。

(2) 保護単価等の特例措置

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長並びに市町村長は特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価その他この交付要綱に定める支弁の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 要 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 職業指導員加算分 保護単価	福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）であって、別表 8 のその施設の職員の定数表に掲げる「職業指導員」が別の基準によりおかれている場合	別表 7 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（1）職業指導員加算分保護単価
2 幼児加算分保護単 価	主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって幼児が入所している場合	別表 7 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（2）主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価
3 民間施設給与等改 善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設（昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。）の場合	一般分保護単価（職業指導員加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）、看護職員配置加算（Ⅰ）分保護単価、看護職員配置加算（Ⅱ）分保護単価、児童発達支援管理責任者配置費分保護単価、児童指導員等加配加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの加算単価を加算した額）又は、別に定める基準により認定された保護単価×別に定める基準による加算率（ただし、加算率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずるこ

		とができる。)
4 指導員特別加算分 保護単価	主として盲児又はろうあ児を入所させる 福祉型障害児入所施設の場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(3)主 として盲児又はろうあ児を入 所させる福祉型障害児入所施 設の指導員特別加算分保護単 価
5 知的障害児自活訓 練事業加算費	別に定める基準により加算の認定を受け た場合	別に定める基準により認定さ れた保護単価
6 心理指導担当職員 配置加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定め る基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(4)心 理指導担当職員配置加算分保 護単価
7 心理指導担当職員 配置加算費(公認心 理師を配置した場 合)	福祉型障害児入所施設であって、別に定め る基準に該当し、「公認心理師」の資格を 有する者を配置した場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(5)心 理指導担当職員配置加算分保 護単価(公認心理師を配置した 場合)
8 看護職員配置加算 (I)費	主として知的障害のある児童、盲児又はろ うあ児を入所させる福祉型障害児入所施 設であって、別に定める基準に該当する場 合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(6)看 護職員加配加算(I)分保護単 価
9 看護職員配置加算 (II)費	福祉型障害児入所施設であって、別に定め る基準に該当する「看護職員」を加配して 配置した場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(7)看 護職員加配加算(II)分保護単 価
10 児童発達支援管理 責任者配置費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及 び9のその施設の職員の定数表に掲げる 「児童発達支援管理責任者」が配置されて いる場合	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(8)児 童発達支援管理責任者配置費 分保護単価
11 児童指導員等加配 加算費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及 び9のその施設の職員の定数表に掲げる 「児童指導員、保育士」を加配して配置さ れている場合、又は「理学療法士、作業療	別表7の事務費の保護単価表 の2加算分保護単価の(9)児 童指導員等加配加算分保護単 価

	法士、言語聴覚士」が配置されている場合 (2名まで)	
12 小規模グループケア加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)小規模グループケア加算分保護単価

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の 使途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 事務費	福祉型障害児入所施設	施設を運営するために必要な職員の人件費その他事務の執行に伴う諸経費	<p>次の算式(1)により算定した額。ただし、その月初日においてその施設に対し2以上の支弁義務者がある場合における各支弁義務者の支弁額の算定は、次の算式(2)(関係支弁義務者が協議を行ない、各支弁義務者が措置児童等数にかかわらず、支弁すべき人員(いわゆる協定人員)を定めて支弁することとしているときは算式(3))によって算定した額とする。</p> <p>なお、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設に措置幼児がそれぞれ入所している場合には、算式(4)を加算する。</p> <p>算式(1) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) その施設の月額保護単価×その月初日の措置児童等数×支弁率(※)</p> <p>(※) $\left[\frac{\text{その支弁義務者の支弁すべきその月初日の措置児童等数}}{\text{その施設のその月の月初日の総措置児童等数}} \right]$</p> <p>算式(3) その施設の月額保護単価×その協定人員(その月初日において私的契約者があるときは、その数を控除した数)</p> <p>算式(4) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分月額保護単価×その月初日の措置幼児数</p>

(2)	ア	福祉型障害児入所施設の措置児童等	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。</p> <p>算式(1)</p> $49,770 \text{ 円} \times \text{その月の初日の措置児童等数}$ <p>算式(2)</p> <p>次の表の重度加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重度障害児数</p> <p>重度加算費保護単価表(重度障害児1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>障害種別</th> <th colspan="2">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知的障害児</td> <td>25%加算分</td> <td>50,310 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>60,370 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自閉症児</td> <td>25%加算分</td> <td>50,310 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>60,370 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盲児</td> <td>25%加算分</td> <td>48,120 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>57,760 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ろうあ児</td> <td>25%加算分</td> <td>43,470 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分</td> <td>52,160 円</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児</td> <td colspan="2">60,370 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額を加算</p>	障害種別	月額		知的障害児	25%加算分	50,310 円	30%加算分	60,370 円	自閉症児	25%加算分	50,310 円	30%加算分	60,370 円	盲児	25%加算分	48,120 円	30%加算分	57,760 円	ろうあ児	25%加算分	43,470 円	30%加算分	52,160 円	肢体不自由児	60,370 円	
	障害種別	月額																												
知的障害児	25%加算分	50,310 円																												
	30%加算分	60,370 円																												
自閉症児	25%加算分	50,310 円																												
	30%加算分	60,370 円																												
盲児	25%加算分	48,120 円																												
	30%加算分	57,760 円																												
ろうあ児	25%加算分	43,470 円																												
	30%加算分	52,160 円																												
肢体不自由児	60,370 円																													
イ	福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により重度障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等																												

生活費

諸

費

			<p>する。（主として肢体不自由児を入所させる場合は除く。）</p> <p>行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円 × その月の別に定める基準による行動障害児数</p>
ウ 強度 行動 障害 児 特別 支援 加算 費	主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（3）</p> <p>強度行動障害児特別支援加算費月額保護単価 240,390 円×その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</p>
エ 重 度 重 複 障 害 児 加 算 費	重度加算費の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（4）</p> <p>重度重複障害児加算費月額保護単価 33,600 円×その月初日の別に定める基準による重度重複障害児数</p>
オ 被 虐 待 児	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に入所する措	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（5）</p> <p>被虐待児受入加算費月額保護単価 37,900 円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数</p>

置
費

A 欄	基本分	円 24,970	円 24,720	円 24,520	円 24,230	円 24,050
B 欄	加算分	2,140	2,100	2,080	2,060	2,040
措置児童等数		141人 から 150人 まで	151人 から 160人 まで	161人 から 170人 まで	171人 から 180人 まで	181人 から 190人 まで
A 欄	基本分	円 23,840	円 23,680	円 23,560	円 23,460	円 23,360
B 欄	加算分	2,030	2,010	2,010	1,990	1,980
措置児童等数		191人 から 200人 まで	201人 以上			
A 欄	基本分	円 23,250	円 23,160			
B 欄	加算分	1,980	1,940			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{その月} \\ \text{初日の} \\ \text{措置乳} \\ \text{幼児数} \end{array} \right)$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4

条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとする。

乳幼児保育士等加算費保護単価表
(乳幼児1人当たり月額)

	A 欄	B 欄
基本分	21,500 円	1,830 円

算式(3)

日用品費月額保護単価 19,930 円×その月初日の措置児童等数

算式(4)

指導訓練材料費月額保護単価 430 円×その月初日の措置児童等数

算式(5)

看護代替要員費月額保護単価 160 円×その月初日の措置児童等数

算式(6)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価
310 円×その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和36年政令第37号)、「同法施行規則」(昭和36年自治省令第6号)に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(消防庁予防課長通知)に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。)を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算式(7)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価
5,390 円×その月初日の措置児童等数

			<p>算式(8) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価(公認心理師を配置した場合) 6,590円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(9) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,650円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(10) 小規模グループケア加算分月額保護単価 75,280円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、これらの経費の支弁要件、その使途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)まで、(16)及び(17)の費目の項に定めるところによる。</p>	
	イ 重度障害児支援加算費	別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等	その児童の看護及び日常諸経費等	<p>重度障害児支援加算費月額保護単価 60,370円×その月初日の別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等数</p>
(4) 肢	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生	<p>次の算式(1)から算式(5)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 19,930円×その月初日</p>	

<p>体 不 自 由 児 療 育 費</p>		<p>活 諸 経 費</p>	<p>の措置児童等数</p> <p>算 式(2) (保育士等加算費分) 保育士等加算費月額保護単価 21,500 円×その 月初日の措置児童等数 ただし、乳幼児を措置しているときは、次の 算式により算定した額を合算する。 乳幼児保育士等加算費月額保護単価 21,500 円 ×その月初日の措置乳幼児数 (注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4 条第1項第1号及び第2号に規定する「乳 児」及び「幼児」を総称したものとす。</p> <p>算 式(3) (重度障害児支援加算費分) 重度障害児支援加算費月額保護単価 60,370 円×その月初日の措置児童等数(すべての措置児 を重度肢体不自由児棟に入所されているものと みなす。)</p> <p>算 式(4) 指導訓練材料費月額保護単価 430 円×その月 初日の措置児童等数</p> <p>算 式(5) 特別訓練費月額保護単価 820 円×その月初日 において15歳を超えた児童であって、教育費又 は、特別育成費を支弁されない措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校 給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成 費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬 祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、そ の用途及び各月の支弁額の算式については、こ の表の(7)から(13)まで及び(17)の費目の項に 定めるところによる。</p>
<p>(5)</p>	<p>主として自閉症児 を入所させる医療 型障害児入所施設</p>	<p>施 設 の 運 営 に 必 要 な</p>	<p>次の算式(1)から算式(10)までにより算定した 額の合算額</p>

自 閉 症 児 基 本 分 措 置 費	の措置児童等	事務費 及び生 活諸経 費	<p>算式(1)(保健衛生費分) 保健衛生費月額保護単価 370 円×その月初 日の措置児童等数</p> <p>算式(2)(保育士等加算費)</p> $\left[\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に掲} \\ \text{げる保育士等加算} \\ \text{費月額保護単価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{児童等数} \end{array} \right]$ <p>(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営す る施設以外の施設の場合、民間施設加算額と して次の表のB欄に掲げる額を加算した額と する。)</p>				
	保育士等加算費保護単価表(措置児童等1人当たり月額)						
	措置児童等数		40人 まで	41人 から 50人 まで	51人 から 60人 まで	61人 から 70人 まで	71人 から 80人 まで
A 欄	基本分	円	75,780	円 74,770	円 73,650	円 72,560	円 71,440
B 欄	加算分		6,660	6,620	6,450	6,370	6,260
	措置児童等数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A 欄	基本分	円	71,030	円 70,690	円 70,290	円 69,890	
B 欄	加算分						

欄		6,220	6,220	6,150	6,140
---	--	-------	-------	-------	-------

算式(3) (日用品費分)

日用品費月額保護単価 19,930 円×その月初日の措置児童等数

算式(4) (看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 160 円×その月初日の措置児童等数

算式(5) (重度障害児支援加算費分)

次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重障害児数

重度障害児支援加算費保護単価表

(措置児童等 1 人当たり)

区 分	保護単価 (月額)
25%加算分	50,310 円
30%加算分	60,370 円

ただし、別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額を加算する。

行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円×その月の別に定める基準による行動障害児数

算式(6) (スプリンクラー保守管理等費分)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 (40 人以下施設) 950 円×その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

			<p>算式(7) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価 5,390円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(8) 心理指導担当職員配置加算分月額保護単価(公認心理師を配置した場合) 6,590円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(9) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,650円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(10) 小規模グループケア加算分月額保護単価 75,280円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)及び(16)並びに(17)の費目の項に定めるところによる。</p>
(6)	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(指導費分) 指導費月額保護単価 249,130円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 19,930円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(3)(看護代替要員費分)</p>

<p style="text-align: center;">障 害 児 療 育 費</p>			<p>看護代替要員費月額保護単価 160 円×その月初日の措置児童等数（指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。）</p> <p>算 式(4)（療育訓練費分） 療育訓練費月額保護単価 430 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算 式(5)（スプリンクラー保守管理等費分） スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 310 円×その月初日の措置児童等数 各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設（地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。）</p> <p>算 式(6) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,650 円×その月初日の措置児童等数（指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。）</p> <p>算 式(7) 小規模グループケア加算分月額保護単価 75,280 円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数（指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。）</p> <p>（注）この欄に掲げる経費のほか、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(13)及び(17)の費目の項に定めるところによる。</p>
--	--	--	---

<p>(7)</p> <p>幼稚園費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって幼稚園に就園中のもの及び幼稚園に入園するもの。</p>	<p>幼稚園及び子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の認定を受けた児童(子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を受けている児童に限る。)が利用する施設・事業所(以下「幼稚園等」という。)の就園に必要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であって、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費(寄付金は除く。)を合算した額。</p> <p>ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。</p>
------------------------	---	--	--

<p>(8) 教育費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であつて義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。</p>	<p>次に掲げる経費 (1) その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費等 (2) 教材代 (3) 通学のための交通費 (4) その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額 ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高等部第1学年に入学する児童があるときは、算式(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。 なお、算式(4)については、4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童等数</p> <p>教育費保護単価表(措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="815 875 1437 1122"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>円 2,170</td> <td>円 4,300</td> <td>円 4,300</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2) その施設のその月におけるその措置児童等の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額</p> <p>算式(3) その施設のその月におけるその措置児童等であつて、交通費の支給を必要と認めるもの(その児童(重症心身障害児を除く。))が通学する場合に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。)があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあっては、これに準</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	円 2,170	円 4,300	円 4,300
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	円 2,170	円 4,300	円 4,300								

			<p>ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算式(4)</p> <p>特別加算費年額保護単価 61,200 円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童等数</p>								
(9)	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。</p>	<p>その児童のその学校給食に必要な経費</p>	<p>その施設のその月におけるその措置児童等が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額</p>								
(10)	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等部第3学年(高等学校を含む。)の在学中のもので、その学校の教育課程において実施される見学旅行(通常の「修学旅行」をいう。)</p>	<p>その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童等数</p> <p>見学旅行費保護単価表(措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>保護単価(年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第6学年</td> <td>21,190円</td> </tr> <tr> <td>中学校第3学年</td> <td>57,290円</td> </tr> <tr> <td>特別支援学校の高等部第3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価(年額)	小学校第6学年	21,190円	中学校第3学年	57,290円	特別支援学校の高等部第3	
学年別	保護単価(年額)										
小学校第6学年	21,190円										
中学校第3学年	57,290円										
特別支援学校の高等部第3											

	に参加するもの。		<table border="1"> <tr> <td>学年(高等学校を含む。)</td> <td>111,290円</td> </tr> </table>	学年(高等学校を含む。)	111,290円				
学年(高等学校を含む。)	111,290円								
(11) 入 進 学 支 度 金	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であつて、小学校第1学年に入学し、又は中学校第1学年に進学するもの。	その児童の入進学に際し必要な学童用品等の購入費	<p>次の算式によって算定した額の合算額とし4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式 次の表の入進学支度金学年別年額保護単価×学年別入進学措置児童等数</p> <p>入進学支度金保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学 年 別</th> <th>保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小学校第1学年入学児童</td> <td>40,600円</td> </tr> <tr> <td>中学校第1学年進学児童</td> <td>47,400円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	40,600円	中学校第1学年進学児童	47,400円
学 年 別	保護単価 (年額)								
小学校第1学年入学児童	40,600円								
中学校第1学年進学児童	47,400円								
(12) 特 別 育 成 費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であつて、別に定めるところにより、高等学校に在学しているもの及び高等学校第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1)その児童の高等学校在学中における教育に必要な授業料、クラブ費等の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費	<p>次の算式によって算定した額の合算額。ただし、算式(2)については4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1) 次の表の特別育成費公私別月額保護単価×その月の公私別高等学校在学措置児童等数</p> <p>特別育成費保護単価表 (措置児童等1人当たり)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公私別</th> <th>保護単価 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・公立高等学校</td> <td>22,900円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	公私別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	22,900円		
公私別	保護単価 (月額)								
国・公立高等学校	22,900円								

		等 (2)その 児童の高 等学校入 学に際し 必要な学 用品費等	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>私立高等学校</td> <td>33,910円</td> </tr> </table> 算式(2) 特別加算費年額保護単価 61,200円×高等学校 第1学年入学措置児童等数	私立高等学校	33,910円
私立高等学校	33,910円				
(13) 夏 季 等 特 別 行 事 費	障害児入所施設 及び指定発達支 援医療機関の措 置児童等であっ て、義務教育諸学 校に在学してい るもので、その学 校又は教育委員 会が、当該学年の 児童・生徒の全員 を参加させて行 う夏季等の臨海、 林間学校等の行 事に参加するも の。	その児 童の夏季 等特別行 事に参加 するの に必要 な交通 費等	次の算式によって算定した額 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 3,090 円×夏季等特別行事参加措置児童等数		
(14)	障害児入所施設	その児童	次の算式によって算定した額とし、12月分の措		

<p>期 末 一 時 扶 助 費</p>	<p>及び指定発達支援医療機関の措置児童等</p>	<p>の年末における被服等の購入費</p>	<p>置費として支弁する。</p> <p>算式 期末一時扶助費年額保護単価 5,410 円×12 月初日の措置児童等数</p>						
<p>(15) 職 業 補 導 費</p>	<p>障害児入所施設の措置児童等(重症心身障害児を除く。)であって、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通うもの。</p>	<p>次に掲げる経費 (1)その児童の交通費 (2)その児童に係る教科書代等</p>	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式(1) その施設のその月におけるその措置児童等が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの)の実費</p> <p>算式(2) 職業補導費月額保護単価 4,940 円×その月の職業補導機関に通っている措置児童等数</p>						
<p>(16) 児 童 用 採 暖 費</p>	<p>福祉型障害児入所施設の措置児童等</p>	<p>その児童の冬の採暖に必要な経費</p>	<p>次の算式によって算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10 月分から翌年 3 月分までに限る。</p> <p>算式 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p style="text-align: center;">児童用採暖費保護単価表(措置児童等 1 人当たり)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="width: 20%;">級地別</td> <td style="width: 15%;">5 級地</td> <td style="width: 15%;">4 級地</td> <td style="width: 15%;">3 級地</td> <td style="width: 15%;">2 級地</td> <td style="width: 20%;">その他の地域</td> </tr> </table>	級地別	5 級地	4 級地	3 級地	2 級地	その他の地域
級地別	5 級地	4 級地	3 級地	2 級地	その他の地域				

保護単価（月額）	円	円	円	円	円
	7,300	5,590	3,620	2,690	1,350

(注) 児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 136 号）の施行（平成 16 年 10 月 28 日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第 1 条に規定する級地区分を使用すること。

<p>(17) 就職支度費</p>	<p>障害児入所施設の措置児童等（重症心身障害児を除く。）であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。</p>	<p>(1) その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2) その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費として支弁する。ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費 1 件当たり保護単価 81,260 円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費 1 件当たり特別基準保護単価 141,430 円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>
<p>(18) 葬祭費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、死亡したもの（以下「死亡児」という。）</p>	<p>その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の総額が 158,350 円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が 450 円を超えるときはその超える額を、自動車の料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760 円を超えるときは 9,190 円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費 1 件当たり保護単価 158,350 円×死亡児数</p>

費目の種類 第 1 欄	支弁対象児童等 第 2 欄	経費の用途 第 3 欄	各月の支弁額の算式 第 4 欄
(1) 肢体不自由児基本分措置医療費	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>ア その措置児童等が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成 20 年厚生労働省告示第 59 号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成 18 年厚生労働省告示第 99 号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額</p> <p>イ アに該当しない措置児童等については、診療報酬の算定方法に準じて算定した額</p>
(2) 肢体不自由児療育費	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第 4 欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(3) 自	主として自閉症児を入	施設の運営に必要な	次の算式により算定した額の合計額

閉症児基本分措置医療費	所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	な医療費	<p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(4)重症心身障害児療育費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(5)措置医療費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって疾病、障害等により医師、歯科医師等によって、診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁が必要と認められるもの	その児童等の医療に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式</p> <p>その施設その月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額</p> <p>なお、その児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の給付の取扱いの場合に準じて支弁して差支えない。</p>

別表 4

費目の種類 第 1 欄	対象経費 第 2 欄	基準額 第 3 欄
(1) 障害児入所給付費	法第 24 条の 2 に規定する障害児入所給付費の支給に要した費用	法第 24 条の 2 の規定に基づき、指定入所支援費用基準額につき算定した障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 高額障害児入所給付費	法第 24 条の 6 に規定する高額障害児入所給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第 27 条の 4 の規定に基づき算定した高額障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 特定入所障害児食費等給付費	法第 24 条の 7 に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第 27 条の 6 の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(4) 障害児通所給付費	法第 21 条の 5 の 3 に規定する障害児通所給付費の支給に要した費用	法第 21 条の 5 の 3 の規定に基づき、指定通所支援費用基準額につき算定した障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

<p>(5) 特例障害児 通所給付費</p>	<p>法第 21 条の 5 の 4 に規定する特例障害児通所給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 21 条の 5 の 4 の規定に基づき算定した特例障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(6) 高額障害児 通所給付費</p>	<p>法第 21 条の 5 の 12 に規定する高額障害児通所給付費の支給に要した費用</p>	<p>児童福祉法施行令第 25 条の 5 の規定に基づき算定した高額障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(7) 障害児相談 支援給付費</p>	<p>法第 24 条の 26 に規定する障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 24 条の 26 の規定に基づき算定した障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(8) 特例障害児 相談支援給 付費</p>	<p>法第 24 条の 27 に規定する特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 24 条の 27 の規定に基づき算定した特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(9) 旧障害児 施設給付 費</p>	<p>旧法第 24 条の 2 に規定する障害児施設給付費の支給に要した費用</p>	<p>旧法第 24 条の 2 の規定に基づき、指定施設支援費用基準額につき算定した障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(10)</p>	<p>旧法第 24 条の 6 に規定する高額障害児施設給付費</p>	<p>「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見</p>

<p>旧高額障害児施設給付費</p>	<p>の支給に要した費用</p>	<p>直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令」第2条による改正前の児童福祉法施行令（以下「旧児童福祉法施行令」という。）第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児施設給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(11) 旧特定入所障害児食費等給付費</p>	<p>旧法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用</p>	<p>旧児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>

費目の種類 第 1 欄	対象経費 第 2 欄	基準額 第 3 欄
(1) 障害児入所医療費	法第 24 条の 20 に規定する障害児入所医療費の支給に要した費用	法第 24 条の 20 の規定に基づき算定した障害児入所医療費の額から同法第 24 条の 22 に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 肢体不自由児通所医療費	法第 21 条の 5 の 29 に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用	法第 21 条の 5 の 29 の規定に基づき算定した肢体不自由児通所医療費の額から同法第 21 条の 5 の 31 に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 旧障害児施設医療費	旧法第 24 条の 20 に規定する障害児施設医療費の支給に要した費用	旧法第 24 条の 20 の規定に基づき算定した障害児施設医療費の額から同法第 24 条の 22 に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	0 円	
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	
C 1	A 階層及び D 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	4,500	
	均等割の額のみ (所得割の額のない世帯)		
C 2	所得割の額がある世帯	6,600	
D 1	A 階層及び B 階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	15,000 円以下	9,000
D 2		15,001 円から 40,000 円まで	13,500
D 3		40,001 円から 70,000 円まで	18,700
D 4		70,001 円から 183,000 円まで	29,000
		183,001 円から 403,000 円まで	その月のその措置児童等

D 5		にかかる措置費の支弁額 （治療に要する費用を含む。以下同じ。）（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）
D 6	403,001円から703,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額 （全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）
D 7	703,001円から1,078,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額 （全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。）
D 8	1,078,001円から1,632,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額 （全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。）
D 9	1,632,001円から2,303,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額 （全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。）
D 10	2,303,001円から3,117,000円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額 （全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。）

D 11	3,117,001 円から 4,173,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 143,800 円を超えるときは 143,800 円とする。）
D 12	4,173,001 円から 5,334,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 166,600 円を超えるときは 166,600 円とする。）
D 13	5,334,001 円から 6,674,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 191,200 円を超えるときは 191,200 円とする。）
D 14	6,674,001 円以上	全額徴収

備
考

- 1 この表の C 1 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、C 2 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割（この所得割を計算する場合には、同法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。
 なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 この表の D 1～D 14 階層における「所得税の額」とは、所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和 22 年法律第 175 号）及び平成 24 年 6 月 25 日障発 0625 第 1 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「控除廃止の影響を受ける負担上限月額算定の算定等（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部所管の制度に限る。）に係る取扱いについて」の規定によって計算された所得税の額をいう。
 ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。
 （1） 所得税法第 78 条第 1 項（同条第 2 項第 1 号、第 2 号（地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 2 号に規定する寄附金に限る。）、第 3 号（地方税法第 314

条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項、第2項、第6項及び第24項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律5号)附則第59条第1項、附則第60条第1項、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第76条第1項、附則第77条第1項及び第2項、附則第80条、附則第81条、附則第82条第1項

3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関(入所に限る。)をいう。

4 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

① 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯

② 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものの世帯

③ 「在宅障害児(者)(社会福祉施設に措置された児童(者)、法第24条の2により入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)(以下「障害者総合支援法」という。)第6条の自立支援給付の受給者(障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。)又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。)のいる世帯」…次に掲げる児(者)を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。

イ 療育手帳制度要綱(昭和48年9月27日厚生省発児第156号)に定める療育手帳の交付を受けた者。

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。

④ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

別表7 障害児入所施設事務費の保護単価（措置児童等1人当たり）表

1 一般分保護単価

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	270,160	262,170	260,140	254,820	251,970	244,520	238,920	233,240
31 ~ 40	227,640	220,850	219,200	214,620	212,220	205,970	201,220	196,480
41 ~ 50	204,990	198,870	197,340	193,200	191,040	185,390	181,050	176,710
51 ~ 60	198,040	192,120	190,630	186,690	184,560	178,920	174,820	170,600
61 ~ 70	191,560	185,780	184,340	180,430	178,410	172,910	168,920	164,840
71 ~ 80	182,710	177,190	175,790	172,050	170,060	164,880	161,060	157,140
81 ~ 90	178,180	172,780	171,410	167,760	165,920	160,760	157,010	153,240
91 ~ 100	171,550	166,370	165,060	161,500	159,630	154,710	151,070	147,370
101 ~ 110	170,600	165,430	164,110	160,560	158,810	153,850	150,240	146,580
111 ~ 120	169,750	164,590	163,310	159,830	158,000	153,120	149,510	145,870
121 ~ 130	168,930	163,760	162,460	159,030	157,140	152,320	148,690	145,080
131 ~ 140	168,010	162,870	161,580	158,170	156,360	151,530	147,930	144,280
141 ~ 150	167,240	162,120	160,840	157,380	155,580	150,720	147,210	143,570
151 ~ 160	166,030	160,930	159,700	156,280	154,510	149,750	146,090	142,510
161 ~ 170	164,810	159,780	158,530	155,120	153,410	148,600	145,100	141,430
171 ~ 180	163,710	158,670	157,470	154,050	152,200	147,610	144,010	140,470
181 ~ 190	162,400	157,460	156,200	152,810	151,110	146,420	142,920	139,360
191人以上	161,160	156,240	155,000	151,680	149,950	145,340	141,830	138,360

(1) - 2 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	536,230	520,650	516,740	505,440	499,390	483,730	471,860	459,940
11 ~ 20	350,310	340,020	337,430	330,050	326,130	315,720	307,990	300,170

(1) - 3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	217,420	211,660	210,210	206,000	203,790	197,930	193,630	189,240
11 ~ 20	191,850	186,450	185,100	181,170	179,090	173,560	169,580	165,380

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	268,760	260,500	258,480	254,170	252,940	243,670	236,260	230,560
31 ~ 40	249,200	241,580	239,650	235,770	234,760	226,020	219,140	213,820
41 ~ 50	239,960	232,610	230,730	226,580	225,150	216,730	210,120	204,770
51 ~ 60	229,080	222,060	220,270	216,330	214,860	206,830	200,650	195,590
61 ~ 70	217,670	210,980	209,290	205,660	204,190	197,050	191,470	186,910
71人以上	207,800	201,410	199,810	196,250	194,890	188,090	182,800	178,370

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	251,110	243,650	241,780	236,750	234,160	227,260	222,010	216,790
31 ~ 35	223,040	216,400	214,760	210,280	207,980	201,780	197,060	192,420
36 ~ 40	206,530	200,430	198,910	194,800	192,570	186,900	182,590	178,320
41 ~ 50	183,630	178,170	176,800	173,130	171,190	166,090	162,250	158,390
51 ~ 60	177,620	172,310	170,990	167,340	165,550	160,550	156,780	153,080
61 ~ 70	172,170	166,900	165,640	162,200	160,320	155,490	151,870	148,260
71 ~ 80	166,520	161,460	160,200	156,840	155,060	150,350	146,800	143,310
81 ~ 90	160,820	155,950	154,720	151,470	149,710	145,170	141,700	138,310
91人以上	155,240	150,500	149,320	146,170	144,540	140,020	136,760	133,400

(3) - 2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	596,280	578,830	574,490	561,760	555,120	537,440	524,290	510,910
6 ~ 10	536,880	521,250	517,370	505,860	499,920	484,050	472,140	460,250
11 ~ 15	397,620	386,010	383,100	374,290	368,530	356,930	348,070	339,370
16 ~ 20	328,950	319,250	316,810	309,590	304,810	294,960	287,730	280,400
21 ~ 25	282,820	274,500	272,420	266,120	261,970	253,520	247,260	240,990
26 ~ 30	252,270	244,760	242,890	237,610	234,160	227,260	222,010	216,790
31 ~ 35	224,730	218,120	216,390	211,760	208,580	202,400	197,650	193,030
36 ~ 40	207,400	201,260	199,730	195,470	192,490	186,790	182,470	178,190
41 ~ 50	193,250	187,530	186,080	181,980	179,230	173,820	169,750	165,630
51 ~ 60	177,840	172,510	171,190	167,430	165,000	160,010	156,270	152,620
61 ~ 70	172,360	167,080	165,810	162,220	159,700	154,960	151,280	147,680
71 ~ 80	166,690	161,620	160,360	156,850	154,450	149,710	146,170	142,700
81 ~ 90	160,960	156,090	154,850	151,490	149,130	144,600	141,140	137,770
91人以上	155,670	150,910	149,730	146,450	144,190	139,740	136,420	133,080

(3) - 3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	306,100	298,190	296,190	290,360	287,360	279,280	273,280	267,220
6 ~ 10	212,930	207,130	205,680	201,450	199,250	193,390	188,980	184,600
11 ~ 15	179,780	174,730	173,520	169,870	167,990	162,900	159,160	155,280
16 ~ 20	165,360	160,640	159,520	156,070	154,290	149,530	145,960	142,390
21 ~ 25	154,940	150,450	149,350	146,190	144,530	139,970	136,710	133,370
26 ~ 30	146,290	142,010	140,960	137,950	136,280	132,110	128,910	125,730

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	248,800	241,390	239,500	234,550	231,970	225,070	219,810	214,740
31 ~ 35	221,140	214,480	212,810	208,420	206,090	199,910	195,210	190,600
36 ~ 40	205,510	199,330	197,800	193,720	191,470	185,810	181,510	177,260
41 ~ 50	182,740	177,170	175,810	172,170	170,300	165,170	161,340	157,450
51 ~ 60	176,890	171,500	170,110	166,570	164,730	159,750	156,010	152,290
61 ~ 70	171,600	166,210	164,890	161,420	159,600	154,760	151,160	147,510
71 ~ 80	166,020	160,870	159,570	156,180	154,440	149,740	146,170	142,710
81 ~ 90	160,550	155,570	154,300	150,960	149,320	144,740	141,330	137,910
91人以上	154,970	150,100	148,880	145,740	144,060	139,650	136,330	132,990

(4) - 2 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	590,410	573,060	568,780	556,010	549,440	531,850	518,740	505,350
6 ~ 10	531,220	515,640	511,710	500,330	494,370	478,690	466,890	454,970
11 ~ 15	391,970	380,380	377,530	369,150	364,780	353,080	344,270	335,610
16 ~ 20	325,580	316,020	313,610	306,560	302,920	293,160	285,890	278,500
21 ~ 25	282,130	273,780	271,710	265,620	262,470	253,960	247,660	241,310
26 ~ 30	248,770	241,410	239,530	234,580	231,970	225,090	219,840	214,740
31 ~ 35	221,080	214,500	212,840	208,420	206,130	199,890	195,250	190,600
36 ~ 40	205,460	199,330	197,830	193,720	191,590	185,830	181,530	177,260
41 ~ 50	182,670	177,240	175,870	172,190	170,370	165,200	161,350	157,450
51 ~ 60	176,790	171,490	170,130	166,590	164,730	159,740	156,030	152,290
61 ~ 70	171,440	166,220	164,910	161,440	159,620	154,810	151,190	147,510
71 ~ 80	165,910	160,860	159,600	156,200	154,460	149,710	146,220	142,710
81 ~ 90	160,410	155,530	154,300	150,980	149,350	144,730	141,340	137,910
91人以上	154,850	150,120	148,940	145,750	144,100	139,680	136,370	132,990

(4) - 3 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	304,990	297,100	295,150	289,370	286,410	278,410	272,330	266,400
6 ~ 10	212,380	206,600	205,170	200,910	198,710	192,920	188,520	184,120
11 ~ 15	179,700	174,690	173,470	169,840	167,930	162,870	159,110	155,290
16 ~ 20	166,250	161,530	160,320	156,880	155,060	150,220	146,720	143,090
21 ~ 25	154,620	150,140	149,040	145,820	144,150	139,650	136,340	132,920
26 ~ 30	146,750	142,490	141,460	138,410	136,830	132,590	129,370	126,150

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	258,340	250,440	248,450	243,150	240,370	233,110	227,520	222,010
51 ~ 60	254,710	246,860	244,920	239,510	236,570	229,080	223,480	217,780
61 ~ 70	248,630	240,990	239,080	234,020	231,330	224,340	219,000	213,680
71人以上	243,890	236,430	234,580	229,650	227,040	220,210	214,970	209,710

2 加算分保護単価

(1) 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,840	16,320	16,190	15,850	15,690	15,120	14,810	14,430
31 ~ 40	13,530	13,120	13,020	12,710	12,580	12,170	11,870	11,570
41 ~ 50	10,000	9,700	9,620	9,410	9,310	9,000	8,800	8,570
51 ~ 60	9,090	8,820	8,750	8,560	8,470	8,180	7,980	7,780
61 ~ 70	8,010	7,770	7,710	7,550	7,470	7,240	7,080	6,910
71 ~ 80	7,010	6,790	6,740	6,600	6,540	6,320	6,160	6,030
81 ~ 90	6,030	5,840	5,800	5,680	5,610	5,390	5,290	5,190
91 ~ 100	4,970	4,800	4,760	4,640	4,570	4,430	4,370	4,230
101 ~ 110	4,610	4,470	4,430	4,340	4,240	4,140	4,020	3,940
111 ~ 120	4,250	4,110	4,110	4,010	4,000	3,800	3,710	3,600
121 ~ 130	3,900	3,770	3,740	3,640	3,590	3,530	3,430	3,340
131 ~ 140	3,540	3,440	3,410	3,340	3,290	3,210	3,120	3,080
141 ~ 150	3,250	3,150	3,130	3,060	3,040	2,920	2,850	2,780
151 ~ 160	3,120	3,000	3,000	2,920	2,900	2,820	2,750	2,690
161 ~ 170	3,110	3,020	2,990	2,920	2,890	2,760	2,700	2,640
171 ~ 180	3,010	2,920	2,900	2,820	2,790	2,680	2,620	2,540
181 ~ 190	2,890	2,800	2,780	2,720	2,690	2,590	2,530	2,480
191人以上	2,720	2,640	2,620	2,580	2,550	2,480	2,410	2,360

(1) - 2 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,250	49,670	49,300	48,180	47,570	46,080	44,870	43,650
11 ~ 20	25,510	24,720	24,530	23,980	23,670	22,940	22,340	21,730

(1) - 3 職業指導員加算分保護単価

(主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設)

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	102,710	99,590	98,830	96,550	95,350	92,250	89,940	87,500
6 ~ 10	51,250	49,670	49,300	48,180	47,570	46,080	44,870	43,650
11 ~ 15	34,090	33,040	32,790	32,040	31,680	30,630	29,850	29,040
16 ~ 20	25,510	24,720	24,530	23,980	23,670	22,940	22,340	21,730
21 ~ 25	20,350	19,730	19,570	19,130	18,900	18,290	17,870	17,360
26 ~ 30	16,840	16,320	16,190	15,850	15,690	15,120	14,810	14,430

(2) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の幼児加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	26,780	25,990	25,800	25,220	24,920	24,110	23,580	23,030

(3) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
5人	円 37,550
6 ~ 10	18,770
11 ~ 15	12,510
16 ~ 20	9,380
21 ~ 25	7,510
26 ~ 30	6,250
31 ~ 35	5,360

(4) 心理指導担当職員配置加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	37,910	36,800	36,530	35,700	35,140	34,030	33,200	32,370
11 ~ 20	18,950	18,400	18,260	17,850	17,570	17,010	16,600	16,180
21 ~ 30	12,630	12,260	12,170	11,900	11,710	11,340	11,060	10,790
31 ~ 40	9,470	9,200	9,130	8,920	8,780	8,510	8,300	8,090
41 ~ 50	7,580	7,360	7,300	7,140	7,020	6,800	6,640	6,470
51 ~ 60	6,310	6,130	6,080	5,950	5,850	5,670	5,530	5,390
61 ~ 70	5,410	5,250	5,210	5,100	5,020	4,860	4,740	4,620
71 ~ 80	4,730	4,600	4,560	4,460	4,390	4,250	4,150	4,040
81 ~ 90	4,210	4,090	4,050	3,960	3,900	3,780	3,690	3,590
91 ~ 100	3,790	3,680	3,650	3,570	3,510	3,400	3,320	3,230
101 ~ 110	3,440	3,340	3,320	3,240	3,190	3,090	3,010	2,940
111 ~ 120	3,160	3,060	3,040	2,970	2,920	2,830	2,760	2,690
121 ~ 130	2,910	2,830	2,810	2,740	2,700	2,610	2,550	2,490
131 ~ 140	2,700	2,620	2,600	2,550	2,510	2,430	2,370	2,310
141 ~ 150	2,520	2,450	2,430	2,380	2,340	2,260	2,210	2,150
151 ~ 160	2,370	2,300	2,280	2,230	2,190	2,120	2,070	2,020
161 ~ 170	2,230	2,160	2,140	2,100	2,060	2,000	1,950	1,900
171 ~ 180	2,100	2,040	2,020	1,980	1,950	1,890	1,840	1,790
181 ~ 190	1,990	1,930	1,920	1,870	1,850	1,790	1,740	1,700
191人以上	1,890	1,840	1,820	1,780	1,750	1,700	1,660	1,610

(5) 心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	39,110	38,000	37,730	36,900	36,340	35,230	34,400	33,570
11 ~ 20	20,150	19,600	19,460	19,050	18,770	18,210	17,800	17,380
21 ~ 30	13,830	13,460	13,370	13,100	12,910	12,540	12,260	11,990
31 ~ 40	10,670	10,400	10,330	10,120	9,980	9,710	9,500	9,290
41 ~ 50	8,780	8,560	8,500	8,340	8,220	8,000	7,840	7,670
51 ~ 60	7,510	7,330	7,280	7,150	7,050	6,870	6,730	6,590
61 ~ 70	6,610	6,450	6,410	6,300	6,220	6,060	5,940	5,820
71 ~ 80	5,930	5,800	5,760	5,660	5,590	5,450	5,350	5,240
81 ~ 90	5,410	5,290	5,250	5,160	5,100	4,980	4,890	4,790
91 ~ 100	4,990	4,880	4,850	4,770	4,710	4,600	4,520	4,430
101 ~ 110	4,640	4,540	4,520	4,440	4,390	4,290	4,210	4,140
111 ~ 120	4,360	4,260	4,240	4,170	4,120	4,030	3,960	3,890
121 ~ 130	4,110	4,030	4,010	3,940	3,900	3,810	3,750	3,690
131 ~ 140	3,900	3,820	3,800	3,750	3,710	3,630	3,570	3,510
141 ~ 150	3,720	3,650	3,630	3,580	3,540	3,460	3,410	3,350
151 ~ 160	3,570	3,500	3,480	3,430	3,390	3,320	3,270	3,220
161 ~ 170	3,430	3,360	3,340	3,300	3,260	3,200	3,150	3,100
171 ~ 180	3,300	3,240	3,220	3,180	3,150	3,090	3,040	2,990
181 ~ 190	3,190	3,130	3,120	3,070	3,050	2,990	2,940	2,900
191人以上	3,090	3,040	3,020	2,980	2,950	2,900	2,860	2,810

(6) 看護職員配置加算(Ⅰ)分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,580	48,930	48,520	47,280	46,460	44,810	43,570	42,340
11 ~ 20	25,290	24,460	24,260	23,640	23,230	22,400	21,780	21,170
21 ~ 30	16,860	16,310	16,170	15,760	15,480	14,930	14,520	14,110
31 ~ 40	12,640	12,230	12,130	11,820	11,610	11,200	10,890	10,580
41 ~ 50	10,110	9,780	9,700	9,450	9,290	8,960	8,710	8,460
51 ~ 60	8,430	8,150	8,080	7,880	7,740	7,460	7,260	7,050
61 ~ 70	7,220	6,990	6,930	6,750	6,630	6,400	6,220	6,040
71 ~ 80	6,320	6,110	6,060	5,910	5,800	5,600	5,440	5,290
81 ~ 90	5,620	5,430	5,390	5,250	5,160	4,970	4,840	4,700
91 ~ 100	5,050	4,890	4,850	4,720	4,640	4,480	4,350	4,230
101 ~ 110	4,590	4,440	4,410	4,290	4,220	4,070	3,960	3,840
111 ~ 120	4,210	4,070	4,040	3,940	3,870	3,730	3,630	3,520
121 ~ 130	3,890	3,760	3,730	3,630	3,570	3,440	3,350	3,250
131 ~ 140	3,610	3,490	3,460	3,370	3,310	3,200	3,110	3,020
141 ~ 150	3,370	3,260	3,230	3,150	3,090	2,980	2,900	2,820
151 ~ 160	3,160	3,050	3,030	2,950	2,900	2,800	2,720	2,640
161 ~ 170	2,970	2,870	2,850	2,780	2,730	2,630	2,560	2,490
171 ~ 180	2,810	2,710	2,690	2,620	2,580	2,490	2,420	2,350
181 ~ 190	2,660	2,570	2,550	2,480	2,440	2,350	2,290	2,220
191人以上	2,520	2,440	2,420	2,360	2,320	2,240	2,170	2,110

(7) 看護職員配置加算(Ⅱ)分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,580	48,930	48,520	47,280	46,460	44,810	43,570	42,340
11 ~ 20	25,290	24,460	24,260	23,640	23,230	22,400	21,780	21,170
21 ~ 30	16,860	16,310	16,170	15,760	15,480	14,930	14,520	14,110
31 ~ 40	12,640	12,230	12,130	11,820	11,610	11,200	10,890	10,580
41 ~ 50	10,110	9,780	9,700	9,450	9,290	8,960	8,710	8,460
51 ~ 60	8,430	8,150	8,080	7,880	7,740	7,460	7,260	7,050
61 ~ 70	7,220	6,990	6,930	6,750	6,630	6,400	6,220	6,040
71 ~ 80	6,320	6,110	6,060	5,910	5,800	5,600	5,440	5,290
81 ~ 90	5,620	5,430	5,390	5,250	5,160	4,970	4,840	4,700
91 ~ 100	5,050	4,890	4,850	4,720	4,640	4,480	4,350	4,230
101 ~ 110	4,590	4,440	4,410	4,290	4,220	4,070	3,960	3,840
111 ~ 120	4,210	4,070	4,040	3,940	3,870	3,730	3,630	3,520
121 ~ 130	3,890	3,760	3,730	3,630	3,570	3,440	3,350	3,250
131 ~ 140	3,610	3,490	3,460	3,370	3,310	3,200	3,110	3,020
141 ~ 150	3,370	3,260	3,230	3,150	3,090	2,980	2,900	2,820
151 ~ 160	3,160	3,050	3,030	2,950	2,900	2,800	2,720	2,640
161 ~ 170	2,970	2,870	2,850	2,780	2,730	2,630	2,560	2,490
171 ~ 180	2,810	2,710	2,690	2,620	2,580	2,490	2,420	2,350
181 ~ 190	2,660	2,570	2,550	2,480	2,440	2,350	2,290	2,220
191人以上	2,520	2,440	2,420	2,360	2,320	2,240	2,170	2,110

(8) 児童発達支援管理責任者配置費分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	55,080	53,240	52,780	51,410	50,490	48,650	47,280	45,900
11 ~ 20	27,540	26,620	26,390	25,700	25,240	24,320	23,640	22,950
21 ~ 30	18,360	17,740	17,590	17,130	16,830	16,210	15,760	15,300
31 ~ 40	13,770	13,310	13,190	12,850	12,620	12,160	11,820	11,470
41 ~ 50	11,010	10,650	10,550	10,280	10,090	9,730	9,450	9,180
51 ~ 60	9,180	8,870	8,790	8,560	8,410	8,110	7,880	7,650
61 ~ 70	7,860	7,600	7,540	7,340	7,210	6,950	6,750	6,550
71 ~ 80	6,880	6,650	6,590	6,420	6,310	6,080	5,910	5,730
81 ~ 90	6,120	5,910	5,860	5,710	5,610	5,400	5,250	5,100
91 ~ 100	5,500	5,320	5,270	5,140	5,040	4,860	4,720	4,590
101 ~ 110	5,000	4,840	4,790	4,670	4,590	4,420	4,290	4,170
111 ~ 120	4,590	4,430	4,390	4,280	4,200	4,050	3,940	3,820
121 ~ 130	4,230	4,090	4,060	3,950	3,880	3,740	3,630	3,530
131 ~ 140	3,930	3,800	3,770	3,670	3,600	3,470	3,370	3,270
141 ~ 150	3,670	3,550	3,510	3,420	3,360	3,240	3,150	3,060
151 ~ 160	3,440	3,320	3,290	3,210	3,150	3,040	2,950	2,860
161 ~ 170	3,240	3,130	3,100	3,020	2,970	2,860	2,780	2,700
171 ~ 180	3,060	2,950	2,930	2,850	2,800	2,700	2,620	2,550
181 ~ 190	2,890	2,800	2,770	2,700	2,650	2,560	2,480	2,410
191人以上	2,750	2,660	2,630	2,570	2,520	2,430	2,360	2,290

(9) 児童指導員等加配加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	41,310	39,930	39,590	38,550	37,870	36,490	35,460	34,420
11 ~ 20	20,650	19,960	19,790	19,270	18,930	18,240	17,730	17,210
21 ~ 30	13,770	13,310	13,190	12,850	12,620	12,160	11,820	11,470
31 ~ 40	10,320	9,980	9,890	9,630	9,460	9,120	8,860	8,600
41 ~ 50	8,260	7,980	7,910	7,710	7,570	7,290	7,090	6,880
51 ~ 60	6,880	6,650	6,590	6,420	6,310	6,080	5,910	5,730
61 ~ 70	5,900	5,700	5,650	5,500	5,400	5,210	5,060	4,910
71 ~ 80	5,160	4,990	4,940	4,810	4,730	4,560	4,430	4,300
81 ~ 90	4,590	4,430	4,390	4,280	4,200	4,050	3,930	3,820
91 ~ 100	4,130	3,990	3,950	3,850	3,780	3,640	3,540	3,440
101 ~ 110	3,750	3,630	3,590	3,500	3,440	3,310	3,220	3,120
111 ~ 120	3,440	3,320	3,290	3,210	3,150	3,040	2,950	2,860
121 ~ 130	3,170	3,070	3,040	2,960	2,910	2,800	2,720	2,640
131 ~ 140	2,950	2,850	2,820	2,750	2,700	2,600	2,530	2,450
141 ~ 150	2,750	2,660	2,630	2,570	2,520	2,430	2,360	2,290
151 ~ 160	2,580	2,490	2,470	2,400	2,360	2,280	2,210	2,150
161 ~ 170	2,430	2,340	2,320	2,260	2,220	2,140	2,080	2,020
171 ~ 180	2,290	2,210	2,190	2,140	2,100	2,020	1,970	1,910
181 ~ 190	2,170	2,100	2,080	2,020	1,990	1,920	1,860	1,810
191人以上	2,060	1,990	1,970	1,920	1,890	1,820	1,770	1,720

(10) 小規模グループケア加算分保護単価

地域区分	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
定員								
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人当たり	90,340	87,320	86,570	84,310	82,810	79,800	77,540	75,280

障害児入所施設の職種別職員定数表

1 福祉型障害児入所施設

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。

看護師	通じて定員20人につき1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
医師	医師1人。嘱託医2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員	通じて定員5人につき1人。
保育士	ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	1人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員3.5人につき1人。
介 助 員	1人。
看 護 師	定員50人につき3人。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。

調理員等	4人。
嘱託医	1人。
児童発達支援管理責任者	1人。

主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員4.3人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	_____
嘱 託 医	2人。	_____
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1人。	_____

主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごと	本体施設の職員と兼務とする。	_____

	に1人を加算する。		
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童発達支援管理責任者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施設長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童指導員 保育士	通じて定員5人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____

栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱 託 医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	障害者支援施設	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼務とする。
医 師	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 指 導 員 保 育 士	_____	通じて定員4.3人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職 業 指 導 員	_____	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。

栄 養 士	_____	本体施設の職員と兼務とする。
事 務 員	_____	本体施設の職員と兼務とする。
調 理 員 等	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。

障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	障害者支援施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 指 導 員 保 育 士	_____	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	通じて定員5人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職 業 指 導 員	_____	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
事 務 員	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
調 理 員 等	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。

医 師	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児童発達支援管理責任者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。